

令和四年十月十四日付け奈良県公報第三百五十一号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量、UAVレーザ計測及び数値図化）
- 二 測量の地域 十津川村上野地地先から十津川村宇宮原地先まで
- 三 測量の期間 変更前 令和四年九月六日から同年十二月二十日まで
変更後 令和四年九月六日から令和五年二月十日まで